

入院時食事療養費の見直しについて

2026年6月1日より、国の施策として入院時食事療養費の負担額が変わります。
 今般の食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、
 相当額の負担を求めることとされました。
 これに伴い標準負担額については下記の通りとなります。

(1食あたり)

高額療養制度（区分）		1食あたりの負担額	
70歳未満	70歳以上	2026年5月30日まで	2026年6月1日以降
区分ア	現役並みⅢ	510円	550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
指定難病/小児慢性特定疾病患者		300円	330円
区分オ	低所得者Ⅱ	240円 (入院期間91日目以降：190円)	270円 (入院期間91日目以降：220円)
	低所得者Ⅰ	110円	130円